

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

AUGUST 2019
 VOL.613

8



燃える夏の夜空(水戸市千波湖)

写真提供者:水戸市 加倉井 克己氏

●2019 8月号 CONTENTS●

茨城労働局長による「死亡労働災害防止対策等の強化についての緊急要請」…2
 死亡労働災害の撲滅に向けて
 茨城労働局長が建設工事現場の安全パトロールを実施しました…3
 改正労働基準法Q&A…3
 令和元年上半期 県内の労働災害発生状況…4
 個別労働紛争について…5
 両立支援等助成金のご案内…6
 女性活躍推進法が改正されました…8
 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう…9

障害者就職面接会…10
 電子申請のご利用をお勧めしています…11
 第33回 全国作業環境測定・評価推進運動…12
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ…13
 令和元年度 全国労働衛生週間準備打合せ日程…14
 県内の労働災害発生状況速報…14
 令和元年 死亡災害発生状況…14
 講習会のご案内…15
 令和元年度 茨城県産業安全衛生大会…16

茨城労働局長による 「死亡労働災害防止対策等の強化についての緊急要請」

茨城県内の労働災害は、今年に入ってから4月末現在(速報値)で死亡者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていました。5月に入ってから建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害(うち2人が外国人)が発生し、今年には既に9人の尊い命が失われています。

また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害等の増加が懸念される緊急事態となっています。

このため、茨城労働局(局長 福元俊成)は、急激な死亡労働災害の増加に歯止めをかけるため、労働災害防止関係団体や発注機関に対して、「職場の安全衛生活動の総点検を実施する」などの緊急要請を行いました。

茨城労働基準協会連合会の会員の皆様におかれましては、この緊急要請を受けて労働災害防止の取組を一層強化していただきますようお願いいたします。

死亡労働災害防止対策等の強化について(緊急要請)

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画(計画期間:平成30年4月1日～令和5年3月31日)の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

このような中、茨城県内の労働災害については、4月末現在(速報値)で休業4日以上之死傷者数が664人、うち死亡者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、5月以降、建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害(うち2人が外国人)が発生しており、今年に入ってから既に9人の尊い命が失われています。また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害などの増加が懸念される緊急事態となっています。

この急激な死亡労働災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要となります。

事業場の皆様におかれましては、7月1日から展開されます「全国安全週間」を契機として、関係法令をはじめとした作業手順などの基本的なルールが守られているか、今一度総点検していただくとともに、労働者の安全意識を高揚させる下記の取組を活発化していただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 雇入れ時教育(外国人労働者への母国語等で作業手順や安全のためのルールの理解、安全衛生教育を含む。)を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 職場点検、4S活動、危険予知活動、危険の「見える化」(図解等の工夫で分かりやすい、労働災害防止のための標識・掲示等の設置を含む。)、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を積極的に取る等、熱中症予防対策を徹底すること。

令和元年6月21日
茨城労働局長 福元 俊成

死亡労働災害の撲滅に向けて

茨城労働局長が建設工事現場の安全パトロールを実施しました



大和田所長（左側）から説明を受ける福元労働局長（右側）

最後に福元局長は、「5月以降、死亡事故が相次いでいるので、労使が一体となって現場ごとに安全管理を徹底してほしい。これから暑くなるので熱中症の予防にも注意してほしい。」と呼びかけました。

このほか、茨城労働局では各労働基準監督署と連携して、労働災害が増加傾向にある業種に対し、職場の安全衛生活動の総点検等を含めた労働災害防止対策の徹底に向けた周知啓発、指導を実施しています。

業種全体で労働災害が減少している中、建築工事業で重篤な災害につながりやすい「墜落・転落災害」が増加していることから、茨城労働局（局長 福元俊成）は7月1日、建設工事現場の安全パトロールを実施し、労働災害防止対策の徹底を呼び掛けました。

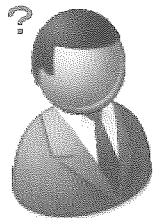
茨城労働局長をはじめ、土浦労働基準監督署の谷署長を含む6名は、(株)大林組東京本店がつくば市稲岡で施工する物流センターの増築工事現場の安全パトロールを実施し、作業員の「転落を防ぐ安全ネット」の取付状況や「熱中症対策」で用いる電光掲示板、休憩所の整備などの対策が講じられていることを確認しました。

茨城労働局労働基準部健康安全課（TEL 029-224-6215）

改正労働基準法

Q & A

所定休日を労働日に変更、次にその日を時季指定 というのはいけませんか？



Q1 当社は労働基準法で定める以上の休日を設けています。休んでも賃金は保障しています。そこで、今回そんな休日のうちの一部を労働日に変更し、次にその日を有給休暇として時季指定するということを検討中です。いけませんか？

A1 実質的に有給休暇の取得促進につながらず、望ましくありません。

Q2 それでは、当社が独自に設ける有給の特別休暇を労働日に変更し、その日を有給休暇として時季指定する。指定した日数は年5日の時季指定日から控除するというのはどうでしょう？

A2 まずは、ご質問のケースを含めて、労働条件の変更は、労働者と使用者の合意によって行うことが原則です。その前提でいいますと、今回の労働基準法の改正を契機に、有給休暇の制度とは別に設けられた当該特別休暇を廃止して労働日とし、それを有給休暇として指定する（特別休暇を有給休暇に振り替える）というのは、やはり改正の趣旨に合いません。また、廃止するしないにかかわらず、特別休暇を取得した日数分について、使用者が指定すべき5日の有給休暇日（時季指定日）から控除するということもできません。

【問い合わせ先 茨城労働局労働基準部監督課 TEL 029-224-6214】

令和元年上半期 県内の労働災害発生状況 ～死亡災害・死傷災害ともに減少～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和元年上半期(1～6月)の労働災害発生状況をとりまとめました。

死亡災害の状況

労働災害による死亡者数は9人で、前年同期と比べて4人(−30.8%)の減少となりました。

業種別にみると製造業では6人(前年同期比+4人)の増加となり、建設業で1人、運輸交通業で1人、商業で1人となっています。

事故の型別では、墜落・転落が2人、はさまれ・巻き込まれが2人の順で多く被災しています。

死傷災害(休業4日以上)の状況

休業4以上の死傷者数は、全産業で1,137人となり、前年同期に比べて136人(−10.7%)の減少となっています。

業種別にみると製造業が335人(構成比29.5%)と最も多く、次いで商業の163人(同14.3%)、運輸交通業の155人(同13.6%)、建設業の122人(同10.7%)の順となっています。

事故の型別では、転倒が206人(構成比18.1%)、墜落・転落が205人(同18.0%)、はさまれ・巻き込まれが180人(同15.8%)と、ほぼ前年同期と同様の傾向となっています。

業種別に事故の型別をみると、製造業でははさまれ・巻き込まれが96人(構成比28.7%)、建設業では墜落・転落が42人(同34.4%)、運輸交通業でも墜落・転落が51人(同32.9%)、商業では転倒が47人(同28.8%)と多くなっています。

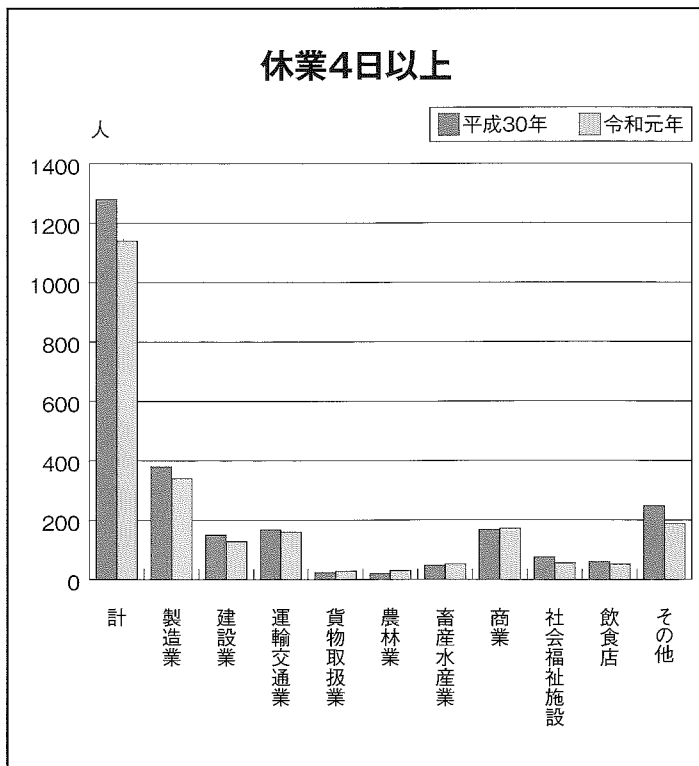
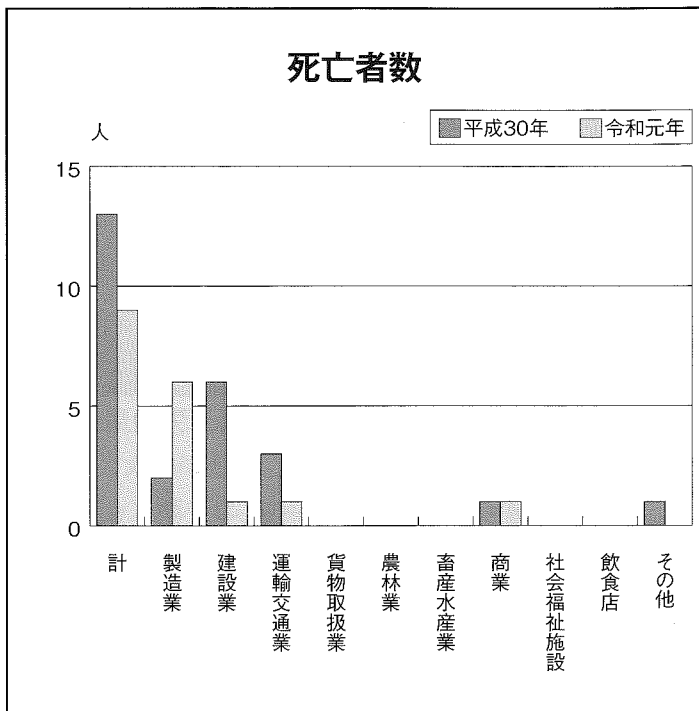
今後に向けて

茨城労働局では、5月以降、急激に増加した死亡労働災害に歯止めをかけるため、6月に「死亡労働災害防止対策等の強化について」の緊急要請を行い、局幹部(労働基準部長)が製造業2社への安全パトロールを実施して、安全衛生活動の総点検の実施を呼び掛けしたところです。

また、今年度は第13次労働災害防止推進計画の2年目に当たることから、緊急要請と併せて業種別で災害発生件数の多い製造業や建設業、運輸・貨物業、商業を重点対象として、増加している転倒災害に加え、脚立や梯子からの墜落・転落災害、

交通労働災害等について労働災害防止対策を強化します。

各事業場におかれましては、労働災害の防止の基本である4S(整理・整頓・清潔・清掃)を徹底していただき、リスクアセスメントの導入・推進など適正な安全衛生管理をお願いします。



個別労働紛争について 相談内容は『いじめ・嫌がらせ』が2,000件を超え7年連続でトップ ～平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況(茨城労働局集計)～

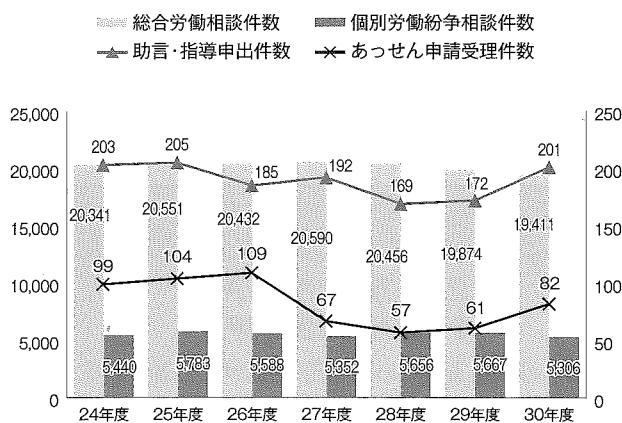
茨城労働局 雇用環境・均等室

茨城労働局では、個別労働紛争の未然防止と円滑な解決促進を図るため、労働局及び労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、労働関係法令、判例等の情報提供や個別の労働相談に対応するほか、紛争当事者からの申出に基づき紛争の相手方に紛争解決に向けた話し合いの促進を促す助言・指導、紛争当事者間の話し合いを公平・中立な労働問題の専門家(弁護士等)が仲介することにより紛争解決を図るあっせんを実施しています。

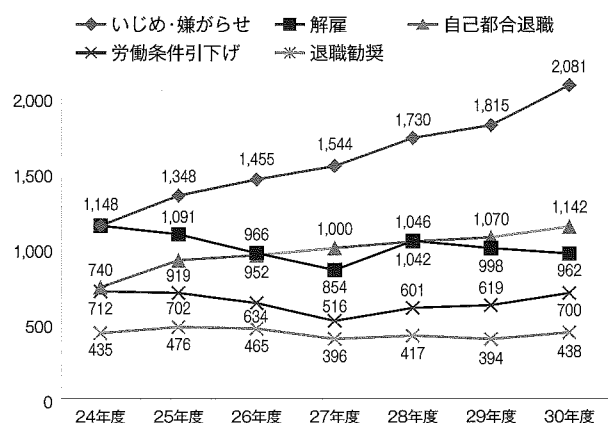
平成30年度には19,411件(前年度比-463件、-2.3%)の総合労働相談が寄せられ、このうち労働者と使用者の間で生じた個別労働紛争に関する相談件数は、5,306件(前年度比-361件、-6.4%)となりました(第1図参照)。相談内容別では「いじめ・嫌がらせ(いわゆる「パワーハラスメント」を含む)」が2,081件で前年度より14.7%増加し、7年連続でトップとなりました(第2図参照)。

助言・指導申出件数は201件で、あっせん申請受理件数は82件でした(第3図、第4図参照)。

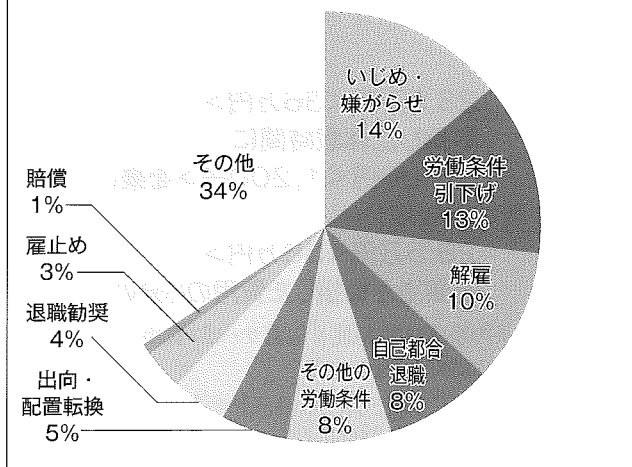
第1図 個別労働紛争解決制度の施行状況



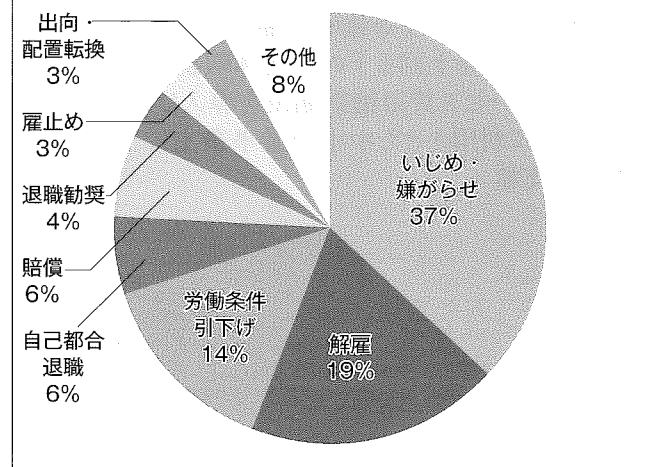
第2図 個別労働紛争に係る主な相談内容の動向(件)



第3図 平成30年度助言・指導申出内容の内訳



第4図 平成30年度あっせん申請内容の内訳



両立支援等助成金のご案内

支給額の＜ ＞内は、生産性要件(次ページ参照)を満たす場合の助成額です。

1. 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成

①男性労働者の育児休業

1人目の育休取得

中小企業 57万円<72万円>

中小企業以外 28.5万円<36万円>

*2人目以降の支給額は、取得日数等により額が異なります。

*1企業あたり1年度10人まで支給

②育児目的休暇

中小企業 28.5万円<36万円>

中小企業以外 14.25万円<18万円>

*1企業1回まで支給

2. 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

①介護休業

【休業取得時】 28.5万円<36万円>

【職場復帰時】 28.5万円<36万円>

②介護両立支援制度 28.5万円<36万円>

*それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給

3. 育児休業等支援コース

①②「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成

③育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成

④育児休業から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して支給

①育休取得時 28.5万円<36万円>

②職場復帰時 28.5万円<36万円>

*業務代替労働者への職場支援等の取り組みをした場合、加算あり

*1企業あたり無期雇用者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

③代替要員確保時 47.5万円<60万円>

*育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円<12万円>加算

*1企業あたり1年度10人まで5年間支給

④職場復帰後支援

【子の看護休暇制度】

・制度導入時 28.5万円<36万円>

・制度利用時 取得した休暇時間に
1,000円<1,200円>を乗じた額

【保育サービス費用補助制度】

・制度導入時 28.5万円<36万円>

・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額

*制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」それぞれについて、1企業あたり1回まで支給

*制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間<240時間>、「保育サービス費用補助制度」は20万円<24万円>まで支給

4. 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成

【再雇用者1人目】

中小企業 38万円<48万円>
中小企業以外 28.5万円<36万円>

【再雇用者2~5人目】

中小企業 28.5万円<36万円>
中小企業以外 19万円<24万円>

*上記の額を継続雇用6か月後、1年後の2回に分けて半額ずつ支給

5. 女性活躍加速化コース

常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成

各コース1企業1回限り

- ・加速化Aコース(取組目標達成時) 38万円<48万円>
- ・加速化Nコース(数値目標達成時) 28.5万円<36万円>
(女性管理職の比率が15%以上の場合 47.5万円<60万円>)

【中小企業の範囲】

中小企業事業主の範囲は以下のとおりとなります。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

【生産性要件とは?】

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ・その3年度前(*1)に比べて6%伸びている または
- ・その3年度前(*1)に比べて1%以上(6%未満)伸びている(*2)

場合に、助成の割増等がされる制度です。

ただし、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

*1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。

*2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。

○上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。

○詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)まで。

～女性活躍推進法が改正されました～
一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。
 ※改正法は令和元年6月5日に公布。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ (施行:公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

- (※) 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。
- (※) 今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ (施行:公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
 - ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から**1項目以上公表する必要がある**ります。

- (※) 現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。
- (※) 行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

<各区分の情報公表項目のイメージ>

※詳細については、省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・ 男女別の採用における競争倍率 ・ 労働者に占める女性労働者の割合 ・ 管理職に占める女性労働者の割合 ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の平均継続勤務年数の差異 ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 有給休暇取得率

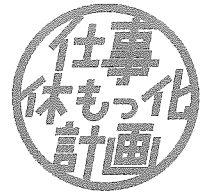
女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設します
 (施行:公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「**プラチナえるぼし(仮称)**」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

- (※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。
- (※) 認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

詳しくは茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL 029-277-8295) までお問合せください。

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年の夏季休暇に導入すると?

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
山の日	振替休日	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	計画的年休	
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
	プラスワン休暇					
25	26	27	28	29	30	31

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

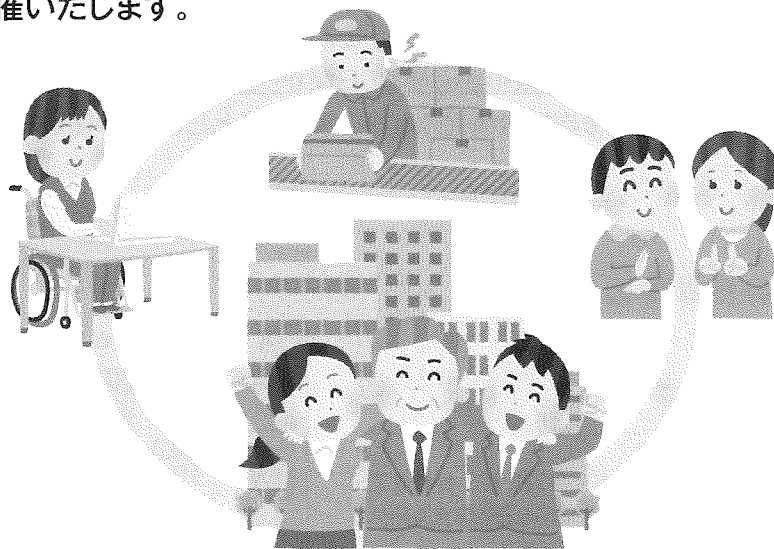
【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 TEL 029-277-8294

令和元年度(前期)

障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～

事業主の皆様と障害のある方が一堂に会し、お互いに理解を深めつつ面接を行い、就職機会の拡大を図ることを目的として、今年度におきましても、県内13カ所のハローワーク(公共職業安定所)を中心に、以下の5会場にて「障害者就職面接会(前期)」を開催いたします。



求人・求職募集中

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

県北会場

- 9月17日(火)
- 国民宿舎「鶴の岬」
日立市十王町伊師640
- 開催時間:13:00~15:30

鹿行会場

- 9月18日(水)
- 鹿島セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11
- 開催時間:13:00~15:30

県央会場

- 9月20日(金)
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間:13:00~15:30

県西会場

- 9月25日(水)
- 結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1
- 開催時間:13:00~15:30

県南会場

- 9月27日(金)
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間:13:00~15:30

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。(天候により、順延または中止になる場合があります。)

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

★ 電子申請のご利用が、年々増えています!

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に電子申請を利用する事業主の方が増えています。ハローワークへの来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。

◆ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

◆ 個人情報の持ち運びが不要! 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、

◆ **時間とコストをかけずに申請できます!**

電子申請は



イーガブで!!

e-Govについて

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号:050-3786-2225 / FAX:050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム:<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

参考マニュアル

- ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- ・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- ・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

★ 電子申請を始めるための、質問・相談・疑問には…

雇用保険電子申請アドバイザーが支援します!

- 県内ハローワーク3か所の適用窓口で巡回相談をおこなっています。
 - ハローワーク水戸:毎週水曜日 午後1~5時
 - ハローワーク日立:月の最終金曜日 午後1~5時
 - ハローワーク土浦:毎週火曜日 午後1~5時
- 事業所へ個別に訪問のうえ、電子申請に関する相談をお受けしています。
- お問い合わせ先は、最寄りのハローワーク、又は茨城労働局職業安定課 雇用保険係までお願いします。
 - 休祝日を除く月~金の8:30~17:15
 - 各ハローワーク <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hw/hwork.html>
 - 茨城労働局職業安定課 雇用保険係 TEL 029-224-6218

第33回(令和元年度)全国作業環境測定・評価推進運動 「当たり前の中のいつもの事こそ 定期的に測定 日々の安心」

実施期間 令和元年9月1日~30日
準備期間 令和元年6月1日から8月31日

近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が早いテンポで導入され、働く方々の作業環境における危険・有害要因が複雑化、多様化しており、これらにかかるリスク管理の対応が求められています。

労働安全衛生法においても、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施が事業者の努力義務として導入されました。平成28年6月からは、同法の改正により640の化学物質に係る作業のリスク評価の実施が事業者の義務付けられ、その後さらに対象物質数は増えて平成30年7月1日からは673物質となりました。

このような化学物質のリスク管理のための法令が充実を見る一方で、近年、印刷作業場における胆管がんの発生に続き、芳香族アミン化合物を使用する作業場で膀胱がんが多発するなど、労働者が安心して働ける作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。

「作業環境測定」及び「測定結果の評価」は、有機物質の作業場所の空気中における濃度を定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定し、作業環境の改善につなげるものであり、化学物質等を製造しまたは取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっております。

公益社団法人日本作業環境測定協会は、「作業環境測定及びその結果評価」の適切な実施を推進することが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主を始め事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援を得て昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってきました。

その第33回を迎える本年度は、行政及び関係者との連携のもとに、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場および作業環境測定士が先頭に立って、①事業場に対し法定作業環境測定の完全実施を促すこと、②作業環境測定が673物質にかかる作業のリスクアセスメントの有効な手法であることの理解とリスクアセスメントの実践を促すこと、および③国立大学法人および私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、に力点を置いて展開いたします。

令和元年度(公社)日本作業環境測定協会 茨城分会 会員名簿

令和元年5月1日現在

事業所名	所在地(茨城県)	電話番号
(株)MCエバテック つくば分析センター	〒300-0332 稲敷郡阿見町中央8-5-1	029-887-1017 FAX887-5381
(株)環境測定サービス	〒310-0905 水戸市石川4丁目3896-3	029-257-2601 FAX257-2602
(株)日立パワーソリューションズ	〒312-0034 ひたちなか市堀口832-2	029-276-5626 FAX276-1445
(株)環境科学研究所	〒319-1541 北茨城市磯原町磯原1564-4	0293-42-2694 FAX42-2625
日立アプライアンステクノサービス(株)	〒316-8502 日立市東多賀町1-1-1	0294-36-9610 FAX38-1711
(一財)茨城県薬剤師会検査センター	〒310-0852 水戸市笠原町978-47	029-306-9086 FAX306-9076
(一社)茨城県環境管理協会	〒310-0836 水戸市元吉田町1736-20	029-248-7431 FAX240-1270
(株)環境研究センター	〒305-0857 つくば市羽成3-1	029-839-5501 FAX839-5527
日鉄テクノロジー(株) 鹿島事業所	〒314-0014 鹿嶋市光3番地	0299-84-2565 FAX84-2578
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	〒300-3261 つくば市花畑2-10-19	029-864-2033 FAX864-2307
(株)ケムコ 鹿島事業部	〒314-0014 鹿嶋市光3番地	0299-84-3615 FAX83-8080
(株)茨城テクノス	〒317-0065 日立市助川町3丁目1-1	0294-25-2110 FAX21-1495

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

10月17日(木) 産業医活用セミナーを開催します

本年4月1日に施行された改正労働安全衛生法(働き方改革関連法)において、産業医・産業保健機能の強化が図られました。事業者が産業保健活動に取り組むことは、従業員の健康管理の保持増進を通じ、自社の生産性の向上や優秀な人材の確保にも繋がり、将来の企業価値を高める「投資」としての意義があります。

産業医は労働者を50名以上使用する場合には必ず選任する必要がありますが、選任した産業医を積極的に活用していくことが健康経営の視点からも有用となります。本セミナーでは、産業医との出会い方から始まり、依頼できる職務内容、そして実際の活用方法まで専用のテキストを使用してわかりやすくご説明いたします。

日時 令和元年10月17日(木) 13:30～15:00

場所 茨城県産業会館 研修室

講師 茨城産業保健総合支援センター

産業保健相談員 松井 玄考 先生

対象 事業主、労務管理担当者、衛生管理者等

その他 当日は独立法人労働者健康安全機構が作成した専用テキスト「中小企業者のために産業医ができること」を参加者全員に無料配布いたします。

参加申込は<https://ibarakis.johas.go.jp/>(当センターホームページ)からできます。



<産業保健セミナーの予定(8月,9月開催分)>

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
8月22日(木) 18:00-20:00	人生100年時代、健康長寿社会の実現に向けて 産業保健はどうあるべきか 【日医認定(生涯・更新)申請中】	田中厚子先生 (産業保健相談員、つくば国際大学医療保健学部非常勤講師、保健師)	中央ビル8階 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、 衛生管理者、事業主等
8月26日(月) 18:00-20:00	これからはじめる職場環境改善 ～活動をスムーズにスタートさせるために～ 【日医認定(生涯・実地)申請中】	田村清俊先生 鈴木弘美先生 (メンタルヘルス対策促進員、産業カウンセラー)	中央ビル8階 会議室B (水戸)	人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
8月28日(水) 18:30-20:30	メンタルヘルス対応実践ケースワーク ー基礎から困難事例までー 【日医認定(生涯・専門)申請中】	鈴木瞬先生 (SNCメンタルヘルス・産業医事務所 代表)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者等
9月5日(木) 13:30-15:30	働き方改革と産業保健制度の将来 ～想定事例を素材として～ 【日医認定(生涯・更新1実地1)申請中】	三柴丈典先生 (近畿大学 法学部 教授)	県南生涯 学習センター 中講座室2	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
9月13日(金) 14:00-16:00	ストレスチェック再考 ー結果の有効利用を考える 【日医認定(生涯・更新)申請中】	河島美枝子先生 (産業保健相談員、元大分県立看護科学大学 精神看護学 教授)	中央ビル8階 会議室G (水戸)	産業看護職、事業主、 人事労務担当者、衛生 管理者、産業医等
9月18日(水) 18:30-20:30	受動喫煙対策の昨今の情勢 【日医認定(生涯・更新)申請中】	中村修先生 (筑波大学 環境安全管理室長 教授)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者等
9月27日(金) 18:00-20:00	脳卒中の病態と治療、 予防と就労上の留意点も含めて 【日医認定(生涯・専門)申請中】	佐藤明善先生 (聖隷メモリアル病院 院長)	中央ビル8階 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等

令和元年度 全国労働衛生週間準備打合せ日程

第70回全国労働衛生週間(10月1日～7日)を迎えるにあたり、県内各労働基準監督署では、各地区労働基準協会と共催等で、下記の日程で準備打合せ(鹿行地区-鹿行地区産業安全衛生大会、水戸地区-水戸地区産業安全衛生大会、日立地区-日立地区安全衛生大会)を開催いたしますので是非ご参加くださるようお願いいたします。

署別	協会	日時	会場
水戸	水戸協会	9月11日(水) 13:30～	ザ・ヒロサワ・シティ会館小ホール
水戸	太田協会	9月 5日(木) 13:30～	常陸太田市民交流センターパルティール
日立	日立協会	9月 6日(金) 13:30～	日立シビックセンター音楽ホール
土浦	土浦協会	9月 4日(水) 13:30～	ホテルマロウド筑波
筑西	筑西協会	9月 3日(火) 13:30～	茨城県県西生涯学習センター
古河	古河協会	9月 2日(月) 13:30～	古河市三和地域交流センター コスモスプラザ
常総	常総協会	9月 6日(金) 13:30～	常総市生涯学習センター
龍ヶ崎	龍ヶ崎協会	9月 3日(火) 13:30～	龍ヶ崎市文化会館
鹿嶋	鹿島協会	9月 3日(火) 13:00～	鹿嶋勤労文化会館大ホール

県内の労働災害発生状況速報 (令和元年6月末現在)

業種別		令和元年		前年同期	
計		(9)	1,137	(13)	1,273
製造業		(6)	335	(2)	374
鉱業		(0)	5	(0)	3
建設業		(1)	122	(6)	139
内訳	土木	(1)	23	(4)	30
	建築	(0)	70	(1)	59
	その他	(0)	29	(1)	50
運輸交通業		(1)	155	(3)	162
貨物取扱業		(0)	15	(0)	15
農林業		(0)	20	(0)	18
畜産水産業		(0)	51	(0)	43
商業		(1)	163	(1)	161
その他		(0)	271	(1)	358

(注) ()内は、死亡者で内数

令和元年死亡災害発生状況 6月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
6月 14～15時	作業員 50歳代 14年	倉庫業	墜落・転落	商品の積卸を行うトラックバースにおいて、商品を満載にしたかご車(重量約500キロ)を人力(引き)で搬送中、当該バースから1メートル下のコンクリート面に転落し、かご車に積んでいた商品の下敷きとなり、2日後に死亡した。
			通 路	
6月 11～12時	製材工 70歳代 10年	製材業	切れ、こすれ	自動送材車付き帯のこ盤で丸太の製材作業中、同僚がフォークリフトで丸太を運搬して仮置き台に降ろしたところ、丸太が帯のこ盤の近くにいた被災者の方向に転がったため、逃げようとした際、左上肢(左腕部分)が帯のこ盤の刃部に触れて、巻き込まれ、左腕部から切断し、死亡した。
			帯のこ盤	

講習会のご案内 (令和元年8月中旬~9月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
8/21~22・23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
9/17~18・19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
8/28~29	平成館 (古河市)	古河協会
8/29~30	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
9/12~13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
ガス溶接		
9/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
玉掛け		
8/30~9/1	平成館 (古河市)	古河協会
9/5~6・8・15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/9~10・11・12・13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
9/12~13・14	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
9/12~13・15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
9/26~27・30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/27~28・29	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
フォークリフト運転(学科)		
8/21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
8/25	平成館 (古河市)	古河協会
9/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
9/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
9/5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
9/7	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
9/10	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
9/11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/16	平成館 (古河市)	古河協会
9/30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
床上操作式クレーン運転		
9/5~6・7	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
小型移動式クレーン運転		
9/17~18・19・20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
9/26~27・29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
石綿作業主任者		
8/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
8/22~23	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
8/29~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/3~4	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/24~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
9/7	京三電機(株) (古河市)	古河協会
9/9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会

研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
9/25	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
9/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
電気取扱業務(低圧)		
9/11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/27~28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/27~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
電気取扱業務(高圧)		
8/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
9/24・25・26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
9/28~29	平成館 (古河市)	古河協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
8/24~25	平成館 (古河市)	古河協会
有機溶剤作業主任者能力向上教育		
9/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
8/27~28	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/24~25	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
職長・安全衛生責任者教育		
9/25~26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習		
8/27~28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
8/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
9/18	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
保護具着用管理者研修		
8/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTTレーナー研修会		
9/5~6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
9/7	平成館 (古河市)	古河協会
9/13	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

令和元年度 茨城県産業安全衛生大会

柔道と私

アテネ五輪 金メダリスト

鈴木 桂治氏 特別講演



本来は右利きであるが左組手で、足技を得意とする。オリンピック等で輝かしい成果を残したのち、2012年に第一線から退き、後進の指導に当たってきた。7年のブランクを経て、今年6月に群馬県で開催された全日本実業団対抗大会に母校国士舘大学OBチームの選手として出場。初戦から4連続一本勝ちし、優勝に貢献したのは有名。その後現役引退を表明した。

多くの怪我や困難の中で柔道への情熱を持ち続け、仲間との絆を大切にしている氏の姿勢を語っていただきます。

令和元年 **10月4日** (金)

大会開演13時

特別講演 開演14時50分

ザ・ヒロサワ・シティ会館

(茨城県立県民文化センター 大ホール)

※駐車場は有料となります。

※どなたでも参加できます。

**参加料
無 料**

プロフィール

- 1980年生まれ。茨城県出身。
- 2003年 世界選手権大会(大阪)優勝
- 2004年 アテネ五輪 優勝
全日本選手権大会 優勝
- 2005年 全日本選手権大会 優勝
世界選手権大会(カイロ)優勝
- 2007年 全日本選手権大会 優勝
- 2010年 世界選手権大会(東京)第3位
- 2011年 全日本選手権大会 優勝
世界選手権大会(チュメニ)第3位
- 2015年 国士舘大学体育学部准教授就任
- 2019年 全日本実業団対抗大会 優勝
現役引退

主催：(一社)茨城労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会茨城県支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部 港湾貨物運送事業労働災害防止協会日立支部・鹿島支部
 後援：茨城労働局 茨城県 (一社)茨城県経営者協会 日本労働組合総連合会茨城県連合会
 協賛：茨城産業保健総合支援センター

お問合せ：(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL029(225)8881